

## 長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための 支援基本計画を改定しました

平成 20 年 1 月に改正施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)に基づき、長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画を改定しましたので、お知らせします。

### 1 改定の背景

改正 DV 防止法では、保護命令制度の拡充、市町村の取組の促進、及び裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の発令に関する通知義務などが新たに盛り込まれました。

今回の県の支援基本計画の改定は、これらの改正 DV 防止法の追加事項に対応するものです。

### 2 基本テーマ

改定前計画と同様、以下の 6 つの基本テーマに沿って積極的に施策を実施します。

- ( ) 暴力を許さない社会づくり
- ( ) 相談体制の充実
- ( ) 関係機関の連携・協力の強化
- ( ) 保護支援体制の強化
- ( ) 被害者の自立支援
- ( ) 速やかな苦情解決

### 3 計画の期間

平成 21 年度から平成 23 年度(3 年間)とします。

長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画(改定版)

<http://www.pref.nagano.jp/syakai/seisyounen/happyou/dvkihonkeikakukai.pdf>

社会部 こども・家庭福祉課 こども・家庭係  
(課長)中村茂美 (担当)宮下朋子 河野 貴  
電話:026-235-7099(直通)  
026-232-0111(内線 2354)  
FAX:026-235-7390  
E-mail:kodomo-katei@pref.nagano.jp